

専門教科・科目担当教職員の研修派遣要綱

長野県教育委員会

(趣 旨)

第1 この要綱は、公立高等学校において専門教科・科目を担当する教職員を民間企業等の研修機関（以下「研修機関」という）に派遣し、近年の著しい技術革新に対応した知識や技術について研修するための必要な事項を定めるものとする。

(研修機関)

第2 研修機関については、長野県総合教育センター所長（以下「所長」という）がこれを予め定める（センター設定）ほか、学校長からの「先端技術研修（学校設定講座）に関する申請書」（様式第3号）により所長が決定するものとする。

(研修期間・期日)

第3 研修期間は10日間を基準とし、期日は長期休業等、学校運営を考慮して学校長が決定するものとする。

(研修対象者)

第4 公立高等学校の専門教科・科目を担当する教職員とする。

(研修事項)

第5 担当教科・科目に係る先端技術の領域について研修するものとする。

(研修者の決定)

第6 (1) 学校長は研修希望者を取りまとめ、「先端技術研修（センター設定講座）派遣申請書」（様式第1号）、「先端技術研修（学校設定講座）に関する申請書」（様式第3号）により、所長に申請するものとする。

(2) 所長は(1)に基づき、研修者を決定するものとする。

(研修の扱い・旅費)

第7 研修機関への派遣は、学校長の旅行命令による職務としての研修扱いとする。派遣に要する旅費は、日額旅費に関する規程により、予算の範囲内で支給するものとする。

(研修機関等への謝礼)

第8 研修機関（センター設定講座：企業・高等教育機関等）への謝礼は、県教育委員会が行うものとする。

(研修についての報告)

第9 学校長は、研修修了後直ちに「先端技術研修派遣報告書」（様式第8号）に「先端技術研修 研修者報告書」（様式第9号）を添付し、所長に報告するものとする。

(その他)

第10 この要綱の施行に関して必要な事項は実施要項に定める。